

# 業務委託仕様書

この仕様書は、大阪公立大学研究推進機構（以下、「機構」という。）における放射線測定及び放射線管理業務並びにコバルト 60 ガンマ線照射施設管理業務（以下、「業務」という。）の内容を示すものである。この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は、発注者（以下、「甲」という。）と受注者（以下、「乙」という。）で協議の上、契約金額の範囲内で実施するものとする。

## 1 件名

「研究推進機構事業所における放射線測定及び放射線管理業務並びにコバルト 60 ガンマ線照射施設管理業務委託」

## 2 履行場所

大阪府堺市中区学園町 1 番 2 号 大阪公立大学中百舌鳥キャンパス研究推進機構事業所内（C 1 2 棟；線源棟、C 1 6 棟；放射化学実験棟、C 9 棟；屋外管理棟、保管廃棄棟、有機廃液焼却施設）

## 3 業務に必要な要件等

(1) 業務担当者のうち、各業務に必要な資格等は以下の通りである。

ア 放射線測定業務のうち作業環境測定に従事する者は第 1 種作業環境測定士（第 2 号の作業場（放射性物質、以下同じ）、受託者は作業環境測定機関（第 2 号の作業場）の登録がなければならない。

イ コバルト 60 ガンマ線照射施設管理業務（以下、照射施設管理業務という。）に従事する者は労働安全衛生法に基づく床上操作式クレーン技能講習及び玉掛け技能講習を修了または上位の資格を有する者でなければならない。

ただし、イについては作業予定上支障がなく、また必要が生じた場合は速やかに床上操作式クレーン技能講習修了者または上位の資格を有する者を配置することができる場合に限り、クレーン運転業務特別教育修了者を充てることができる。

乙は、業務の開始までに、甲が指定する様式により、業務担当者名簿及び添付書類（免状（又は免許証）及び登録証の写し及び健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証等の写し）を提出し、甲の承認を得なければならない。

ア、イ以外の業務に従事する者は、放射線に関する知識を有する者として、放射線施設や原子力関連施設での業務経験が 3 年以上であること。なお、放射線取扱主任者免状（第 1 種又は第 2 種に限る。）若しくはエックス線作業主任者免許若しくはガンマ線透過写真作業主任者免許のいずれかを有することが望ましい。

(2) 乙は、照射施設管理業務に従事する者（以下、「業務担当者」という。）を 1 名以上、甲が

指定する場所に常駐させ、業務を円滑に処理しなければならない。

- (3) 業務は、甲の指定する業務の内容に精通した機構担当責任者（以下「担当責任者」という。）のもとで実施するものとし、不明な点が発生した場合は、担当責任者の指示に従うこと。

#### 4 業務期間及び業務時間

業務を行う期間及び時間は原則として次の通りとする。

##### (1) 業務期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）、夏季一斉休業日を除く）

##### (2) 業務時間

午前9時～午後5時30分（休憩45分を含む）

ただし、業務実施内容に合わせて、休憩時間の取得時間帯を変更する場合があることとする。

#### 5 業務内容

以下の3項目とする。

- (1) 放射線測定業務
- (2) 放射線管理業務
- (3) 照射施設管理業務

#### 6 業務詳細

##### (1) 放射線測定業務

###### ア 放射線管理区域関係の放射線測定

放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)及び関係法令及び大阪公立大学研究推進機構放射線障害予防規程に従い、下記の業務等を行う。

- (ア) 事業所境界、管理区域境界及び常時人が立ち入る場所の測定
- (イ) 空気中、排気又は排水中の放射性同位元素濃度の測定
- (ウ) 表面の放射性同位元素の密度測定

詳細な業務仕様明細は別表明細書のとおりとし、測定点は別図のとおりとする。

###### イ 放射線施設内の作業環境測定

受託者は都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関であること。作業環境測定に従事する者は第1種作業環境測定士(第2号の作業場)として登録されていること。

###### ウ 汚染測定（スミア）

業務仕様明細は、別表明細書のとおりとし測定点は別図のとおりとする。

## (2) 放射線管理業務

- ア 非密封線源(RI)の搬出入・保管・使用に係る管理業務
  - (ア) 教員等が発注した非密封線源の購入後管理作業
  - (イ) 日々の使用記録作業
- イ 放射性廃水の処理
- ウ 放射線施設の排気、廃水処理装置の運転・保守・管理
- エ 保管廃棄棟や非密封線源(RI)使用室の廃棄物処理
- オ 放射性固体廃棄物等の回収
- カ 放射性有機廃液の処理
- キ 個人被ばく線量の管理
- ク 施設設備異常の検知、発見、甲への通知
  - (ア) 地下階への週 1 回以上巡回監視
- ケ 施設見学者、工事業者等一時立入者入域支援
- コ 施設利用者支援
  - (ア) RI の保管庫出入管理（鍵開閉）
  - (イ) 利用状況監視
  - (ウ) 汚染発生時の除染補助
- サ 利用支援受付等業務
  - (ア) 利用者の問い合わせ内容を照射作業担当者及び機構担当教員に伝達する。
- シ 密封放射性同位元素利用支援業務
  - (ア) 使用時間計画表の作成及び機構が指定する放射線管理関係者への送付、使用記録及び線源棟入棟記録簿の管理。
- ス 非密封放射性同位元素利用支援業務
  - (ア) 非密封線源の受入、使用計画、使用、在庫確認、廃棄、繰越、施設点検結果及び施設入退域の記録の管理作業。
- セ 放射線研究センター業務の補助業務
  - (ア) 放射線施設への入退域支援補助や、教育訓練の補助を行う。
- ソ 放射線管理区域に係る事務

## (3) 照射施設管理業務

- ア コバルト 60 ガンマ線照射施設の点検
  - (ア) 業務開始時及び終了時の巡視点検
  - (イ) 法令並びに甲の事業所の規程に基づくコバルト 60 ガンマ線照射施設の定期及び臨時の点検の補助
- イ 照射作業（教育研究用）

[共通付随作業]

- (ア) 照射物の受け取り
- (イ) 作業台帳の作成（受付）
- (ウ) 照射作業
- (エ) 作業台帳の作成（作業記録の整備）
- (オ) 照射物の返送（搬出）
- (カ) 甲への作業結果の報告

A 教育研究用照射（依頼者が管理区域に立ち入らない場合）

教育研究用の照射について、依頼があれば引き受ける。（場合によっては、各教員の補助を行うこともある。）

研究用照射であっても、共通付随作業は行うこととする。

B 教育研究用照射（依頼者が管理区域に立ち入る場合）

受付担当者からの連絡を受け、依頼者からの照射物を受け取る。依頼者が管理区域に立ち入る際の放射線管理及び入域中の監督を行い、照射作業を行う。

照射作業に際しては、機構の各教員の技術的な応援等が必要な場合は、事前に十分調整を行う。

[共通付随作業に追加される作業]

依頼者が管理区域に立ち入る際の放射線管理及び入域中の監督

ウ 照射施設設備メンテナンス補助

- (ア) 純水装置樹脂再生作業（再生用薬品の取扱を除く）
- (イ) 排気装置ベルト交換作業（建屋屋上での高所作業を除く）

エ 施設見学者、工事業者等一時立入者入域支援

（出入管理、立入時教育、線量計管理、記録等の実施）

オ 施設異常の検知、発見、甲への通知

7 対象外とする業務

- (1) 不定期に発生する工事・作業に伴い発生する業務（ただし、これに伴い発生する RI 廃棄物の受取は、担当責任者の指示のもとに実施するものとする。）
- (2) 勤務を要しない時に発生する業務（アラーム対応のための緊急呼出を含む）
- (3) 放射線発生装置（加速器）の管理・使用に係る業務

8 業務実施報告

業務担当者は、速やかに、甲の指定する様式により「業務報告書」を担当責任者に提出し、確認を受けなければならない。

## 9 担当者

〒599-8531 大阪府堺市中区学園町 1 - 2

公立大学法人大阪 大阪公立大学本部事務機構学術研究支援部

研究推進課 管理運営グループ 放射線研究センター担当

電話 ; 072-254-8327 FAX ; 072-254-9874

## 10 その他

- (1) 業務担当者は、甲が法令並びに事業所の規程に基づいて実施する教育訓練及び個人被ばく線量測定を受けること。
- (2) 業務担当者の健康診断は、乙の責任において実施し、その写しを担当責任者に提出すること。
- (3) 個人被ばく測定器（GB）は、甲が貸与する。
- (4) 履行場所内において着用する衣服は、乙の制服とする。
- (5) 測定機器については、特記なき限り甲の貸与とする。
- (6) 乙は法が要求する本学の放射線施設関連情報については甲が定める規程に基づき守秘義務を遵守すること。
- (7) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、担当者に問い合わせること。なお、契約後の疑義は、すべて甲の指示のとおりとする。
- (8) 本業務の履行にあたっては、必要の都度、甲への説明を行うこと。
- (9) 本契約については、大阪府暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例等に準拠し、大阪府及び大阪市と同様の措置を講じるほか、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱に定める不当介入にかかる発注者への報告・届出を怠った場合は、別紙「特記仕様書」のとおり、大阪府暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。